

様式4の1 (一般競争入札)

抽出事案説明書

発注機関名： 流域下水道事務所

工事名	宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター建設工事 (沈砂池施設機械設備更新)
工事概要	脱水機構付スクリーン 1台
入札参加資格及びその資格を設定した理由	<p>工事内容、工事規模や設計金額等を考慮し、以下のとおり要件を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可の種類：機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可 ・認定等級：資格有 ・総合点：機械器具設置工事の総合点が1,000点以上 ・営業所所在地：一（府外企業の入札参加を認める。） ・施工実績：平成17年度以降に完工した下水道終末処理場等において沈砂池施設機械設備の新設又は更新工事の元請としての実績を有する者であること。 ・配置予定技術者： 監理技術者等として、「機械器具設置工事」に係る監理技術者資格等を有する自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工場製作及び工事現場に配置するとともに、工事現場においては専任で配置できる者であること。また、下水道終末処理場等において機械設備工事の元請の監理技術者等として従事した経験を有すること。 <p>入札参加可能業者数 18者</p>
入札参加資格があると認めた業者数 (申込業者数)	2者 (2者)
入札参加資格がないと認めた業者数とその理由	該当なし
入札経過 (電子入札)	<p><1回目> 入札公告 令和2年8月27日 資料配付 令和2年8月27日～9月4日 申請受付 令和2年9月3日～9月4日 申請者数 1者 特記事項 申請者数が1者のため中止</p> <p><2回目> 入札公告 令和2年9月17日 資料配付 令和2年9月17日～9月25日 申請受付 令和2年9月24日～9月25日 申請者数 1者 確認通知 令和2年9月29日 特記事項 申請者が入札辞退したため中止</p>

工事概要説明資料

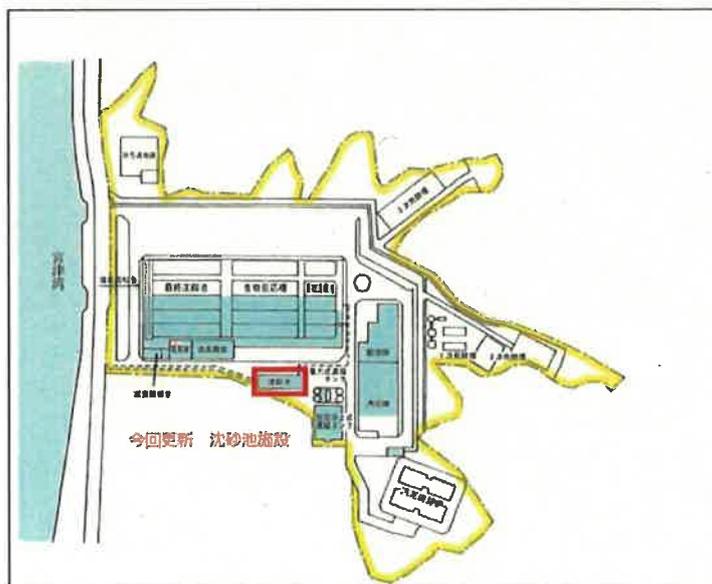
1 工事概要

- (1) 工事名 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター建設工事
(沈砂池施設機械設備更新)
- (2) 工事番号 流2宮津湾防災安全第6002の51号の1の1
- (3) 工事場所 宮津市字獅子地内
- (4) 工事概要 脱水機構付スクリーン 1台
- (5) 工期 令和3年2月24日～令和3年9月30日

2 位置図、平面図等



[写真1 宮津湾浄化センター全景 沈砂池施設]



[図1 宮津湾浄化センター 平面図]

※ 3回目公告

一般競争入札の実施について

宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター建設工事（沈砂池施設機械設備更新）の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

この工事は、「予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

なお、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和3年1月19日

京都府流域下水道事務所長 永濱 直行

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター建設工事（沈砂池施設機械設備更新）
- (2) 工事番号 流2宮津湾防災安全第6002の51号の1の1
- (3) 工事場所 宮津市字獅子 地内
- (4) 工事概要 脱水機構付スクリーン 1台
- (5) 工事期間 契約日又は契約日の翌日から令和3年9月30日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
流域下水道事務所総務課
電話番号 (075) 954-1877
ファクシミリ番号 (075) 955-2224

3 入札に参加する者に必要な資格

許可の種類	機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	機械器具設置工事
認定等級	資格有
総合点	機械器具設置工事の総合点が1,000点以上
営業所所在地	—
施工実績	国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人、日本下水道事業団又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成17年度以降に完工した下水道終末処理場、中継ポンプ場、下水道類似施設（地域し尿処理施設、集落排水処理施設等）の処理場において沈砂池施設機械設備（建築機械設備を除く。）の新設又は更新工事の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体で受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての実績を有する者であること。
配置予定技術者	監理技術者又は主任技術者として、「機械器具設置工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工場製作及び工事現場に配置するとともに、工事現場においては専任で配置できる者であること。

また、上記担当部署の位置付けが分かる社内組織の体系図の写しを提出すること。

(3) 業態調書（別記様式5）

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式5に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式5の提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して入札参加資格申請したもののみならず。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(4) その他

中小企業庁（各経済産業局）が証明する官公需適格組合が入札参加資格確認申請を行う場合にあっては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書を提出すること。

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年1月19日(火)午前9時から 令和3年1月29日(金)午後4時まで	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年1月19日(火)午前9時から 令和3年2月10日(水)午後2時まで	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年1月28日(木) 午前9時から午後6時まで 令和3年1月29日(金) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 ：令和3年1月28日(木)正午まで 設計図書等に関する質問 ：令和3年2月3日(水)正午まで	共通事項5-1のとおり
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書等に関する回答 ：令和3年2月5日(金)	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和3年2月9日(火) 午前9時から午後6時まで 令和3年2月10日(水) 午前9時から午後2時まで	共通事項6のとおり
予定価格の通知・公表	入札者への通知：令和3年2月10日(水) 予定価格の公表：令和3年2月12日(金)	電子入札システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の通知をしたときから 令和3年2月15日(月)正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和3年2月17日(水)まで	共通事項5-2のとおり

なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。

- (5) 本入札において、(4)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

現場において機械設備工事（建築機械設備を除く。）の元請の監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有すること。

ただし、工場製作過程のみの期間の技術者とそれ以外の期間の技術者とは同一の者である必要はないが、別の技術者を配置する場合は、それぞれの技術者が上記の条件を満たしている必要があるとともに、その旨、配置予定技術者調書に明記すること。

なお、工場製作過程のみの期間の技術者については、本件工事に係る製作に専任することを要しない。

そ の 他	本件工事における主要機器の製造に係る設計管理、工程管理及び検査、試験等の品質管理に関し、自社において実施できる技術的能力及び社内体制を整えている者であること。 一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおり
-------	---

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イについては、上記に加えて、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した工事に従事したことを判明する図書の写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「工事カルテ受領書」、「登録内容確認書」については、当該実績及び経験を証明する資料としては当面の間、取り扱わない。

エ 主要機器の製造及び管理に係る技術的能力及び社内体制（別記様式4）

主要機器の製造に係る設計管理、工程管理及び検査、試験等の品質管理に関し、自社において実施できる技術的能力及び社内体制の整備状況を別記様式4に記載すること。

また、上記担当部署の位置付けが分かる社内組織の体系図の写しを提出すること。

(3) 業態調書（別記様式5）

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式5に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式5の提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して入札参加資格申請したもののみならず。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2の規定による親会社

- (1) 前払金
 - ア 各年度の支払限度額の4割以内の金額を前払いする。
 - イ 各会計年度前金払を行う。
- (2) 中間前払金
「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の支払限度額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。
- (3) 部分払
各年度の支払限度額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。
- (4) 中間前金払と部分払の選択
「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

9 その他

- (1) 平成31・32(令和2)年度競争入札参加資格審査申請において官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿を提出していない事業協同組合並びに令和2年度に組合員名簿を提出していない官公需適格組合は、本一般競争入札の入札参加資格確認申請をすることができない。
なお、官公需適格組合と組合員とが重複して入札参加資格確認申請をした場合にあつては、当該組合と当該組合員の双方に対して、本一般競争入札の入札参加資格確認通知を行わない。この場合に限って、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることが、京都府工事等競争入札心得第9条第2項の規定に抵触しないものとする。
- (2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
また、技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。
建設業法施行令(昭和31年政令第273号)に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。
- (3) (2)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。
なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。
- (5) 本入札において、(4)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。
ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。